

本 県 の 農 業 事 情



戦後の食糧不足に基く各種農産物の値上りによつて、農村は一時的な好況にめぐまれたが、昭和23年を峠としてデフレ政策の強行、食糧事情の緩和につれて異況景気も消滅し、ここに農村苦難の途をはじまつた。その間種々と農村民主化のための政策が漸行され、農村に大きな変貌をもたらした。ここにおいて本県の農業はどのように変つたか、主に農業基本調査を中心として、その特色などについて記してみる。本県の農業はおよそ21万余の農家を擁し、20万余町歩の耕地を経営している。有業人口の比率ででは68%を占めている本県第一位の産業である。まづ農業の地位についてみよう。

農業の地位はどうか……本県の農業が県経済のなかでどんな地位にあるか、これは種々の指標によつて示されるであろうが、ここでは農業としての就業人口の見地からこの地位をみる、便宜のため昭和5、13、22、25年の国勢調査から就業人口のなかにおける農業人口の割合をみると、それぞれ69%、66%、69%、68%であつて、戦前にはこの割合が工業化の進展に応じて漸減を來したが、戦後は急激な求職人口の増があつても、他に就労の機会が少ないので、おそらく止むを得ず職業として農業を選んだ

ものが多かつたのではなからうか。今その割合は昔に戻つた。かくて明治以来あまり変化をみられなかつた農業人口は、戦後急激に増加し、他産業部門から失業した人口や、新に増加した人口を一手に引受けたのである。耕地が増加したのなら、かような就労人口の増加も容易に受け入れ産業としての農業の姿も明るい、実はそんな増加は望まれないので農業は一層不利な条件のもとでその業をつづけて行かねばならない現状である。又農業の経済的地位を示すものとして、昭和26年次城県県民所得調査をあげてみると、その中で農業所得の地位をみれば、就業人口において68%を占めているが、その所得額では40%程度である。農業の不利なことに驚く外はないであらう。次に農業経営についてその特色をみてみよう。

農業経営については

(イ) 経営規模が零細である……零細規模であることは日本農業の特色の一つでもあるが、本県は耕地にめぐまれているために、全国平均よりはやや大きい、零細経営の多いことに変りはない。昭和29年夏期農業基本調査によると、次表の如く5反未満の農家が約28%、5反～1町の農家が約30%兩者合せて1町未満農家は58%の過半数

経営規模別農家数

	総 数	3反未満	3反～5反	5反～1町	1町～1.5町	1.5町～2町	2町～3町	3町～5町	5町以上
昭和29年	212,844	31,054	26,998	63,357	52,614	27,170	10,967	649	35
割 合	100%	14.6	12.7	29.7	24.7	12.7	5.2	0.3	0.0

(注) 昭和29年夏期農業基本調査による。を占めており、逆に3町以上の農家は1%にも達しないのである。もちろんこれは耕地面積であるが土地利用のしかたは所によつても異なる、経営の内容によつても異なるから、耕地面積だけでは経営規模はわからない。しかしほぼ2町～3町歩までは、自家労働力によつて農繁期にわずかの人を備う程度で経営ができる。それゆへ本県農家の殆んどは、家族労働を主とする家族労働経営であることがいえる。他方普通の農業経営において一応農業だけで生活をしようためには、現在の経済状態では1.5町歩以上の耕地が必要とされている。そうすると本県農家の約8割は農業だけでは生活をささげないものである。それゆへ兼業を必要とする農家であることになる。そう

するとその大部分は賃労働者或は職員勤務者であるか、あるいは同程度の収入しかない零細な営業を兼ねているものが多い。

(ロ) 耕種中心の農家が多い

昭和29年冬期農業基本調査によると、次表のとおり耕種のみを営むものが約69%を占めており、依然として単純な耕種のみ依存する農家が多い。しかしこれを終戦当時に比すれば、耕種のみを営む農家が91%であつたことを思いあわすと、耕種のみ単純経営が次第に減少し農業経営に畜産部門が相当に取り入れられて來ていることはよろこばしいことである。

農業業態別農家数(割合)

年 次	総 数	耕種のみ営むもの	養畜のみ営むもの	養蚕のみ営むもの	耕種と養畜を営むもの	耕種と養蚕を営むもの	養蚕と養畜を営むもの	耕種、養畜、養蚕を営むもの
昭和22年	100%	90.9%	—%	0.0%	2.0%	6.6%	0.0%	0.5%
// 25	100	85.7	0.0	0.0	7.5	6.2	0.0	0.6
// 29	100	69.0	0.0	0.0	22.0	6.0	0.0	3.0

つぎに耕種農業においていちちしく穀作にかたよつていることである。

とくに米麦集中がいちちしい昭和29年総作付面積のうち、穀作作付面積は69%、米麦のみで67%を占めている。このように米麦に大きな比重がかけられているのは耕地、気象などの自然的条件にその原因があると同時にわが国の食生活が米食への依存度が高いためである。また国の施策が米作に重点がおかれていたことも忘れてはなるまい。

地主、小作農家はどうか

次の表により農家を自作(耕作地90%以上を所有する農家)、自小作(同90～50%)、小自作(同50～10%)、小作(同10%以下)に分けてみると、地主小作関係は戦後におこなわれた農地改革(1946～49年)によつて大きな変化が生じた。すなわち自作、自小作農家が圧倒的に多く、全体の89%に達し、純然たる小作農はわずか5%に満たなくなつた。農地改革以前においては農家の約60%は小作、小自作関係にあり、多少とも小作関係にある農家は

自 小 作 別 農 家 数

	総 数	自 作	自 小 作	小 自 作	小 作	(注) 不耕作農家、その他の農業事業体は除く。 昭和18年は農林省統計表 29年は夏期農業基本調査による。
昭和18年 合 計	185,791戸 100%	44,263戸 23.8%	30,813戸 16.6%	37,508戸 20.2%	73,207戸 39.4%	
昭和29年 合 計	212,441戸 100%	125,526戸 59.0%	62,956戸 30.0%	13,552戸 6.5%	9,407戸 4.5%	

76%にもなっていたのである。このような小作地における地主小作関係は、改革まできわめて古い関係をのこしていたのである。すなわち小作契約は文書できめず、口約束だけのことが多かつたし、借地の期限もはつきりしない場合が多く、地主が返還をせまれば、いつでも返さなければならないという慣習が普通におこなわれていた。この意味で小作農の地位はきわめて不利で、いつどんなとき土地を引上げられて、生活に窮するかもしれないのである。また小作料はきわめて重く、水田の場合には取糧の半分にもおよんでいた。畑の場合でも2割〜3割に達した。そして小作料は物納が多く、とくに水田の場合には米納が殆んどであった。不作の場合には地主が小作料をある程度まけという減免慣行がきまっていた。しかもそれはあらかじめ減免の割合がきまっていることは少なく、地主の恩恵によつてもらうという形であったから、小作農としては一層地主の気げんをとらねばならなかつたのである。こうした小作関係は経済的には小作農にとつて大きな負担であつたと同時に、社会生活の上からは、地主が小作農に対して強い支配力を持ちえたのであり、農村の支配者であつたのである。こうした古い関係の残存が農村に封建的な思想、感情ないし慣行を色濃くのこしたのを確かであろう。戦後農村の民主化が要求された場合、まず第一に地主、小作関係の改革が要求されたのも、このようなところに理由があつたのであろう。農村改革はこの地主の貸付のうち、不在地主の所有地のすべてと在村地主の貸付地のうち、平均一町歩の保有地を除く部分とを強制的に開放し、これを小作人に譲渡することによつて、彼等を自作化したのである。小作地でも小作料を金納低額におさえ、契約はすべ

て文書によることにした上地主の取上げを制限した。これにより農民の大部分が自作もしくは、それに近いものになり、小作農であつても小作料負担はほとんど問題にならなくなつたのである、これによつて小作農は永年の宿望を達しえたのである。他方地主は一町歩の保有地がのこされているので、農民の利用する山林、採草場が残されているのでなお余力をのこしているが、しかしこれによつて地主、小作関係が大きく変化し地主の勢力が大失なわれたことは否定できないであろう。

専業兼業関係はどうか

経営規模が零細なので農業だけでは生活し得ない農家が多いことは前述したとおりである。昭和29年夏期農業基本調査では本県農家数の40%は兼業農家としてあらわれている。この兼業農家のうち少数のものは事業家とか商人とかであつて農業外の収入が大きいものである。そういうものは兼業農家であつても貧農とはいえない。しかし大部分の兼業農家が農業だけでは生活しえないので労働力を外に売つているものであるか、それとも同程度の収入しかない小営業に従う貧農である。前述の如く経営面積からいうと全農家の8割余が貧農と考えられるが調査にあらわれた兼業農家がそれよりすくないのは、実際に兼業を必要としながら適当な仕事がないので兼業ができない農家があることや、家族が遠方に働きに出て送りしているような農家が専業農家のほうにくみいれられていることによるものと考えられる。このように潜在的兼業農家を含めた兼業農家の多いことは零細経営の一つの反面にはかならない。このような兼業農家はどのような産業に従つているか、昭和29年夏期農業基本調査の結果によると次表のとおりである。

産 業 別 兼 業 農 家 数 (昭和29年8月1日)

総 数	林業及び狩猟	漁業及び水産養殖業	鉱 業	延設業	製造業	卸小売業	金融及び保険業	不 動 産	運輸通信及びその他の公益事業業	サ ー ビ ス	公 務
63,962戸 100%	3,835戸 6%	4,223戸 6.6%	1,649戸 2.6%	6,659戸 10.4%	8,678戸 13.7%	11,801戸 18.5%	1,121戸 1.7%	140戸 0.2%	6,658戸 10.3%	10,407戸 13.7%	10,407戸 16.3%

卸小売、公務、製造業、サービス業などに関係するものが比較的多数である。この中には少数の大経営者もふくまれているが、大部分は賃労働者的なものが多い。

生産力がきわめて低い

こうした零細規模によつて担当されている農業経営がその内容においてきわめて、貧弱であることは想像にたたくないであろう。いま県において実施した昭和28年経済力測定調査の結果から、一戸平均の農業経営費をみると総経費6万余円である。しかもその35%近くは肥料代であり、農具建物家畜などの経費はいちぢるしく貧弱である。ここに多肥農業といわれるゆえんがあるわけである。このような貧弱な経費をもつて、零細な耕地を一戸一戸が耕作しているのだから機械的技術は部分的にしか利用されず、基本的には手の労働が中心となつてゐるから、農業の生産力が低位におかれるのはとうぜんであろう。ここで生産力とは、一人の労働によつてどれだけの生産物がえられるかということであるが、このような生産力の国際比較をすることは困難である。しかし多くの学者の計算によつたものを、参考のためにあげてみると、日本の農業生産力はアメリカの1/10、ドイツ、デンマーク

の1/3、イギリスの1/4程度だといわれる。つまり日本農業の10人分の生産物が、アメリカの農民の一人の生産物に相当するわけである。このように生産力が低ければ、ほんらい生産物の価値が逆に高くなければならない。ほかの条件が同じであるとすれば、この場合日本の農民がアメリカの農民より10倍高く農産物を売ることができたらアメリカの農民と同じ所得をえることができよう。しかし現実には日本の農民も、アメリカの農民も同価格でしか農産物が売れないということになれば、日本農民の所得はアメリカ農民の1/10になる。このように生産力の低いことは、一定の価格のもとにおいて、農民窮乏の原因になるわけである。逆に農民の窮乏していることが機械的技術を充分利用できないことになり、悪循環を繰返すことになる。本県の総就業人口のうち、ほぼ6割余が農業に従事し、かつ本県民の必要食糧の約1.5倍の食糧を生産し、更に可能な限り食糧の増産をはかつて輸入食糧を減し、経済自立に寄与するという大きな使命が農業には課せられているが、依然として農業は他の産業に比し、不利な地位におかれ、農民の生活は常に貧しいということに注視せねばなるまい。(筆者は調査課 川上農林調査係長)